

# 医療施設内における業務委託基準

## 人 員

一 受託業務の責任者として、相当の知識を有し、かつ、医療機器の保守点検業務に関し三年以上の経験を有する者を有すること。

二 従事者として、次に掲げる業務を行うために必要な知識及び技能を有する者を有すること。

## 区分

### 医療法施行規則

### 医療機器保守点検

局長 通 知

課長 通 知

ア 受託責任者の業務  
受託責任者は、当該業務の遂行に際して、第一義的な責任を負うべき者であり、他の従事者に対して保守点検に係る品質管理に関する教育訓練を実施するとともに、指導、監督する立場にあるものであること。

#### イ 受託責任者が有すべき知識

改正後の省令第九条の一(二)第一号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項に関して、当該業務の責任者として有すべき相当程度の知識をいうものであること。

① 医療機関の社会的役割と組織

② 医療機器の保守点検に関する保健、医療、福祉及び保険の制度

③ 医療機器の原理、構造及び規格

④ 高圧ガス保安法（昭和二六年法律第二〇四号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三二年法律第一六七号）等安全管理関係法規

また、患者の居宅等において、当該業務を行う場合には、次に掲げる事項に関する知識も含まれること。

- ① 在宅酸素療法等在宅医療に関する保健、医療、福祉及び保険の制度
- ② 患者、家族等との対応の方法
- ③ 在宅酸素療法等在宅療法の意義

#### ウ 受託責任者の配置

修理業における責任技術者  
医療機器の保守点検業務を行う者が複数の事業所を有する場合には、保守点検業務を行う事業所ごとに受託責任者を配置するものとすること。

オ 従事者の有すべき知識及び技能  
改正後の省令第九条の一(二)第二号に規定する受託業務を行うためには、必要な知識及び技能とは、次に掲げる事項に関する、業務の適正遂行に必要な程度の知識及び技能をいうものであること。

#### 1 研修について

##### 1 研修について

(1) 研修の対象者  
規則第九条の一(二)第五号に規定される従事者に対する研修の対象者には、受託責任者も含まれるものであること。ただし、受託責任者ではない従事者に対する研修との内容は異なるものであることに留意すること。

受託責任者に対する研修とは、それが規則第九条の一(二)第五号に規定される従事者に対する研修の対象者には、受託責任者も含まれるものであること。ただし、受託責任者ではない従事者に対する研修とは、そ

# 医療施設内における業務委託基準

区分

医療法施行規則

医療機器保守点検

課長通知

局長通知

(2) 研修の内容  
の内容は異なるものであることに留意すること。

## 人員

### イ 保守点検

口 高圧酸素その他の危険又は有害な物質を用いて診療を行うための医療機器の保守点検業務を受託する場合にあつては、当該危険又は有害な物質の交換及び配送

### ⑥ 緊急時の対応

二 病院、診療所又は助産所の外部で診療の用に供する医療機器の保守点検業務を受託する場合には、患者及び家族との連絡

### ⑥ 緊急時の対応

また、患者の居宅等において、当該業務を行う場合には、次に掲げる事項についても業務の適正な遂行に必要な程度の知識及び技能を併せて有する者に従事させるべきであること。

④ 高圧ガス保安法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等安全管理関係法規

### ⑤ 保守点検の方法

② 医療機器の保守点検に関する保健、医療、福祉及び保険の制度  
度  
③ 医療機器の原理、構造及び規格  
④ 高圧ガス保安法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等安全管理関係法規

### ⑤ 保守点検の方法

② 医療機器の原理及び構造（危険物又は有害物を使用する医療機器については、当該危険物又は有害物の取扱方法を含む。）  
③ 医療機器の原理及び構造（危険物又は有害物を使用する医療機器については、当該危険物又は有害物の取扱方法を含む。）

### ① 医療機関の社会的役割と組織

### ① 医療機関の社会的役割と組織

従事者に対する研修は、医療機器の保守点検の業務を適切に行うために必要な知識及び技能の修得又は向上を目的として行われるものであり、次に掲げる事項を含むものであること。

- ① 在宅酸素療法等在宅医療に關する保健、医療、福祉及び保険の制度
- ② 患者、家族等との対応の方法
- ③ 在宅酸素療法等在宅療法の意義

- ① 在宅酸素療法等在宅医療に關する保健、医療、福祉及び保険の制度
- ② 患者、家族等との対応の方法
- ③ 在宅酸素療法等在宅療法の意義

(3) 医療機器の区分による研修の実施  
従事者に対する研修は、薬事法施行規則（昭和三六年厚生省令第一号）第二条の二の二及び同規則別表第一の四に基づき、「医療用具の一般的名称と分類について

医療施設内における業務委託基準

教育	運営	人員		区分
		医療法施行規則	医療機器保守点検	
五 従事者に対する適切な研修を実施していること。 (平五厚令三・追加、平八厚令十三・一部改正)	四 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。 イ 保守点検の方法 ロ 故障時の連絡先及び対応方法 ハ 業務の管理体制	（3） 標準作業書に関する事項 （4） 改正後の省令第九条の一～三号に規定する標準作業書は、保守点検の業務を行う者が作成し、必要な点検の業務を行って医療機関に開示することができるよう整備されたものである。 標準作業書の内容は、製造業者等が各医療機器に添付する文書に記載されている保守点検に関する事項と十分に整合性があるものであつて、少なくとも医療機器の保守点検手順、保守点検後の医療機器の動作確認手順、警報装置の動作確認手順、保守点検を行つた医療機器に関する苦情の処理方法等の事項が具体的に記載されているものであること。 なお、保守点検の業務は、原則として標準作業書にのつとつて行われるものであるから、その内容は従事者が実際に業務を遂行できる程度に具体的かつ詳細なものである必要があることに留意すること。	（3） 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。 イ 保守点検の方法 ロ 点検記録	（通知）（平成七年一月一日付薬発第一、〇〇八号厚生省薬務局長通知）によつて示された修理業の許可区分の例にならい、第一区分から第七区分の各区分毎に行うものとすること。 ただし、患者の居宅等においてのみ当該業務を行う場合には、この限りではないこと。 なお、第五区分（光学機器関連）のうち歯科用レーザー治療器については、保守点検に限り、第七区分（歯科用機器関連）に分類して取り扱つて差し支えないものとすること。
法 ④ 保守点検に関する過去の苦情事例及びその原因と対処方 ③ 業務の管理体制として規模及び配置人員 ② 医療機器の故障時及び事故時の連絡先及び対応方法 ① 保守点検作業に関する標準作業方法の要点及び定期保守点検の標準作業方法の要点	（4） 業務案内書に関する事項 （5） 改正後の省令第九条の一～三号に規定する業務案内書には、少なくとも左記の事項が具体的に記載されていること。 （2） 業務案内書の提示 保守点検業者は業務案内書を整備し、医療機器の保守点検業務に関して、医療機関等に対し、契約を締結する前に提示するものとすること。	（4） 標準作業書に関する事項 （5） 改正後の省令第九条の一～三号に規定する標準作業書は、保守点検の業務を行う者が作成し、必要な点検の業務を行つて医療機関に開示することができるよう整備されたものである。 標準作業書の内容は、製造業者等が各医療機器に添付する文書に記載されている保守点検に関する事項と十分に整合性があるものであつて、少なくとも医療機器の保守点検手順、保守点検後の医療機器の動作確認手順、警報装置の動作確認手順、保守点検を行つた医療機器に関する苦情の処理方法等の事項が具体的に記載されているものであること。 なお、保守点検の業務は、原則として標準作業書にのつとつて行われるものであるから、その内容は従事者が実際に業務を遂行できる程度に具体的かつ詳細なものである必要があることに留意すること。 （通知）（平成七年一月一日付薬発第一、〇〇八号厚生省薬務局長通知）によつて示された修理業の許可区分の例にならい、第一区分から第七区分の各区分毎に行うものとすること。 ただし、患者の居宅等においてのみ当該業務を行う場合には、この限りではないこと。 なお、第五区分（光学機器関連）のうち歯科用レーザー治療器については、保守点検に限り、第七区分（歯科用機器関連）に分類して取り扱つて差し支えないものとすること。	（通知）（平成七年一月一日付薬発第一、〇〇八号厚生省薬務局長通知）によつて示された修理業の許可区分の例にならい、第一区分から第七区分の各区分毎に行うものとすること。 ただし、患者の居宅等においてのみ当該業務を行う場合には、この限りではないこと。 なお、第五区分（光学機器関連）のうち歯科用レーザー治療器については、保守点検に限り、第七区分（歯科用機器関連）に分類して取り扱つて差し支えないものとすること。	

医療施設内における業務委託基準

区分	医療法施行規則	医療用ガス供給設備の保守点検
	人員	局長 通 知
教育	<p>一 受託業務の責任者として、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定による販売主任者又は製造保安責任者の資格を有し、かつ、医療の用に供するガスの供給設備の保守点検業務に関する三年以上の経験を有する者を有すること。</p> <p>二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者を有すること。</p> <p>三 圧力計（真空計を含む）、気密試験用機具、流量計、酸素濃度計その他医療の用に供するガスの供給設備の保守点検に必要な資器材を有すること。</p> <p>四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知させていること。</p> <p>イ 保守点検の方法</p> <p>ロ 業務の管理体制</p> <p>五 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備していること。</p> <p>六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 （平五厚令三・追加、平九厚令二四・一部改正）</p>	<p>イ 従事者について 新省令第九条の一三第三号に規定する必要な知識とは、次に掲げるものをいうものであること。</p> <p>① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法</p> <p>② 医療法、薬事法及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規</p> <p>③ 医療用ガスの種類と性質</p> <p>新省令第九条の一三第六号に規定するその他医療の用に供するガスの供給設備の保守点検に必要な資器材とは、遠隔警報板及び供給源装置並びに供給源機器等の保守点検を行う場合にあつては、電流計、電圧計、絶縁抵抗計をいうものであること。</p>
(4) 従事者の研修に関する事項	<p>（1）受託者の業務の実施方法等</p> <p>受託者は、「診療の用に供するガス設備の保守管理について」（昭和六三年七月一五日健政発第四一〇号厚生省健康政策局長通知）の別添2「医療ガスの保守点検指針」にしたがつて、保守点検の業務を行ふこと。</p> <p>（2）従事者の研修に関する事項 （財）医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者講習会は、規則第九条の一三第六号の「適切な研修」に該当すること。</p>	<p>課長 通 知</p>
運営	<p>構造・設備</p> <p>三 圧力計（真空計を含む）、気密試験用機具、流量計、酸素濃度計その他医療の用に供するガスの供給設備の保守点検に必要な資器材を有すること。</p>	<p>（1）医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法</p> <p>（2）医療法、薬事法及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規</p> <p>（3）医療用ガスの種類と性質</p>
構造・設備	<p>四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備していること。</p> <p>イ 保守点検の方法</p> <p>ロ 業務の管理体制</p> <p>五 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備していること。</p> <p>六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 （平五厚令三・追加、平九厚令二四・一部改正）</p>	<p>（1）医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法</p> <p>（2）医療法、薬事法及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規</p> <p>（3）医療用ガスの種類と性質</p>

医療施設内における業務委託基準

区分	医療法施行規則	人 員	
		院内清掃	局長通 知
運 営	構造・設備	人 員	人 員
四 次に掲げる事項を記載した標準作業書 を常備し、従事者に周知していること。 イ 区域ごとの作業方法 ロ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管 理の方法 ハ 感染の予防	三 次に掲げる清掃用具及び消毒用具を有 すこと。 イ 真空掃除機（清潔区域（手術室、集 中強化治療室その他の特に清潔を保持 する必要のある場所をいう。）の清掃を 行う場合にあつては、高性能エアフイ ルター付き真空掃除機又はこれに代替 する機能を有する機器とする。）、床磨 き機その他清掃用具一式 ロ 消毒を行うための噴霧器	二 従事者として、受託業務を行うため に必要な知識を有する者が受託業務を 行う場所に置かれていること。	一 受託業務の責任者として、施設の清 掃に關し相当の知識及び経験を有する 者が受託業務を行う場所に置かれてい ること。
(5) 特定感染症患者の病室の清掃の 方法 感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律、結核 予防法（昭和二六年法律第九六号） 等により定められた特定の感染症 患者の病室の清掃及び消毒業務を 行う場合には、退室時の手洗い、 入退室時のガウンテクニック、汚 物などの適切な取り扱いなどによ り、感染源の拡散を防止すること。	(3) 清掃の方法 従事者は、清掃用具や消毒薬等 の薬液を適切に使用・管理し、業 務を行うこと。なお、清掃用具は 区域ごとに区別して使用すること が望ましいこと。 (4) 清潔区域の清掃及び消毒の方法 清潔区域の清掃業務に当たつて は、入室時の手洗い、入退室時 のガウンテクニックの適切な実 施、無影燈、空調吹き出し口及 び吸い込み口の清掃並びに消毒、 高性能エアフィルター付き真空 掃除機を使用した業務の実施等、 区域の特性に留意した方法によ り行うこと。	(1) 従事者について 新省令第九条の一五第二号に規 定する必要な知識とは、次に掲げ る事項についての知識をいい、相 当の経験とは、医療機関の清掃業 務を含む清掃業務についての三年 以上の実務経験をいうものである こと。 ① 作業計画の作成 ② 作業の方法 ③ 作業の点検及び業務の評価 ④ 清潔区域等医療施設の特性 に関する事項 ⑤ 感染の予防	ア 受託責任者について 新省令第九条の一五第一号に規 定する相当の知識とは、次に掲げ る事項についての知識をいい、相 当の経験とは、医療機関の清掃業 務を含む清掃業務についての三年 以上の実務経験をいうものである こと。 ① 作業計画の作成 ② 作業の方法 ③ 作業の点検及び業務の評価 ④ 清潔区域等医療施設の特性 に関する事項 ⑤ 感染の予防
(6) 感染性廃棄物の取扱い 方法 感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律、結核 予防法（昭和二六年法律第九六号） 等により定められた特定の感染症 患者の病室の清掃及び消毒業務を 行う場合には、退室時の手洗い、 入退室時のガウンテクニック、汚 物などの適切な取り扱いなどによ り、感染源の拡散を防止すること。	(3) 清掃の方法 従事者は、清掃用具や消毒薬等 の薬液を適切に使用・管理し、業 務を行うこと。なお、清掃用具は 区域ごとに区別して使用すること が望ましいこと。 (4) 清潔区域の清掃及び消毒の方法 清潔区域の清掃業務に当たつて は、入室時の手洗い、入退室時 のガウンテクニックの適切な実 施、無影燈、空調吹き出し口及 び吸い込み口の清掃並びに消毒、 高性能エアフィルター付き真空 掃除機を使用した業務の実施等、 区域の特性に留意した方法によ り行うこと。	(2) 作業計画の作成 受託責任者は、業務が円滑に 実施されるよう、契約内容に基 づき、医療機関の指示に対応し た作業計画を作成すること。	1 受託者の業務の実施方法等 (1) 受託責任者の職務 受託責任者は、業務が円滑に 行われるよう従事者に対する指 導監督を行うとともに、定期的 な点検を行い、その結果を医療 機関に報告すること。また、医 療機関側の責任者と隨時協議し ること。

医療施設内における業務委託基準

区分	医療法施行規則	局長	院内清掃	課長
	教育	運営	通 知	通 知
(7) 作業記録等の業務関係帳票	受託者は、作業の実施状況を記録し、また、医療機関から開示の求めがあつた場合には提示することができるよう、作業記録などの業務関係帳票を備え、二年間保管すること。			
(8) 再委託	受託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと。日常的な清掃業務以外の業務を再委託する場合には、医療機関から直接業務を受託した者が、医療機関との関係において当該業務に対する最終的責任を負うものであること。また、再委託先の名称、業務内容について、医療機関に対して事前に十分な説明を行い、その了解を得ること。			
(5) 従事者の研修に関する事項 新省令第九条の一五第六号に規定する研修は、施設の清掃の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。	(4) 業務案内書に関する事項 清潔区域の清掃業務を受託しない者については、その旨を業務案内書に明記すること。	五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。 イ 業務内容及び作業方法 ロ 清掃用具及び消毒用具 ハ 業務の管理体制	六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 (平五厚令三・追加)	
(1) 標準作業書の記載事項 ① 患者の秘密の保持 ② 受託責任者にあつては、 医療法、医師法等の医療関 係法規及び労働関係法規				